

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月10日から同年4月1日まで

私は、昭和28年4月1日にA社に入社し、平成10年3月31日に定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、昭和37年3月10日から同年4月1日までの記録が無い。私は同年4月1日に同社C支店に転勤するまで同社D支店に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた覚えがあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事台帳の写し及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年4月1日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人は昭和28年4月1日に正社員で入社し、平成10年3月31日に定年で退職するまで継続して勤務していた。申立人の人事記録から、申立人は昭和35年4月1日から37年3月31日までD支店、同

年4月1日からC支店に在籍していたこととなっているが、保険料の納付については、保存年限を経過し提供できる資料は無い。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から 33 年 5 月まで  
② 昭和 33 年 6 月から 34 年 3 月 24 日まで

申立期間①について、A 県 B 区 C にあった D 店（現在は、E 社）又は F 社に住み込みで働き、朝方と夕方は G 業務をし、日中は H 業務をしていた。

申立期間②について、A 県 I 区 J にあった K 店又は L 店で M 業務をしていた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険が未加入となっているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 県 B 区 C にあった D 店又は F 社に勤務していたとして申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、D 店又は F 社は、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる。

また、E 社の店主は、「私の父は既に死亡しており、家族に聞いてみたが、当時は生活が大変であったことから人を雇うような余裕はなかったし、住み込みで人を雇った記憶も無いとしている。当店では、現在まで厚生年金保険の適用事業所になったことはない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、F 社の事業主及び役員の連絡先が不明であることから、N 組合に照会したが、同組合の事務担当者は、「F 社は、申立期間当時、A 県 B 区 C にあったような気はするが、5、6 年以上も前に廃業して現在は無い。」

と供述しているほか、E社の店主も、「F社は、現在は無い。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、当時、一緒に住み込みで勤務していたとする二人の元同僚の名前を記憶していないため、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、「A県I区JにあったK店又はL店でM業務をしていた。」と主張しているものの、K店又はL店は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所の手続が行われていないことが確認できる上、商業登記簿謄本が存在せず、申立期間②当時のK店又はL店の状況を確認できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、「事業主夫婦及び一緒に勤務していた元同僚の名前に記憶が無い。」と供述しており、申立人の申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 12 月まで

申立期間について、年金事務所に船員保険の記録照会をしたところ、未加入との回答だった。しかし、この期間はA氏所有のB船（C丸）にD業務として乗船し、E漁をしていたので、申立期間について、船員保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、乗船期間の特定はできないものの、申立人がA所有の船舶に乗船していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人は、「B船は、大型船2隻と小型船2隻の船団を組んで、E漁をしていた。」と申し立てているが、乗船していた船舶がいずれのC丸であったか記憶していない上、Aの船員保険被保険者名簿から連絡の取れた元同僚の二人は、「申立期間当時、A氏は大型船2隻と小型運搬船4隻から5隻を所有していたと思う。」と供述しているものの、申立人が乗船していた船舶を特定することはできなかった。

また、事業主は既に死亡している上、同人の家族によると、「既に廃業しており、申立期間当時の船員保険の資料は残っていない。船主であった父親の死後、母親が船舶の所有者となったが、現在病氣療養中であり、会話ができる状態ではない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて関連資料及び証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚二人のうち一人は既に死亡している上、もう一人は、家族によると「病気のため記憶が曖昧である。」とし

ていることから、申立人の申立てを裏付ける供述を得ることはできなかった。

加えて、船員保険被保険者名簿から連絡の取れた元乗組員 14 人のうち 12 人は、「申立人の名前に記憶が無い。」とし、他の二人は、「申立人の名前を聞いたことはあるが、船員保険の取扱いについては分からない。」と供述している上、前記乗組員の 12 人のうち 3 人は、「申立期間当時は、捕る魚の品種によって船員保険に加入させる品種、させない品種があり、Eは加入させない品種だったと思う。」と供述している。

その上、申立期間における船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、被保険者証記号番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。